

観光局問題

問 議員は観光局理事を兼業できるか

答 法により議員は理事には、なれない



高橋賢一議員

【理事会の組織】
 理事の任期は、就任後2年以内の最終事業年度に関する社員総会終了の時まで、となっているが、理事会は年間どのくらい開催されるのか。また、過去に書面表決はあったのか。

問 【観光局の兼業と請負】

理事会は、事業予算を決定する執行機関であり、村長が代表理事である。議員が村長の付属機関の構成員になることは、法の定めにより「議決と執行の機関分立の趣旨」に沿って理事会参画を辞した経緯がある。理事として参画出来るとした根拠は、観光局の組織と運営を考えると、従前のように議会が理事会に入ることが近道であるとしてきたが、地方自治法第92条の2により議員は理事になることはできません。多額の予算を投じている観光局の運営に対して、法の許される範囲で積極的に要望など提案をしていただきたい。

問

【理事会の組織】
 理事の任期は、就任後2年以内の最終事業年度に関する社員総会終了の時まで、となっているが、理事会は年間どのくらい開催されるのか。また、過去に書面表決はあったのか。

村長

過去3年間を見ますと、年間4〜6回程度であり、書面表決は一度もありません。理事会の構成と機能について昨年より協議検討しています。

問

観光事業者、それぞれ分担金、会費等が徴収されるが、局長が議長を務める分担金審議委員の構成は、

観光農政課長

分担金審議会は、平成18年4月以降開催されておりません。索道事業者、商工会、常設観光協会、交通関係、インバウンド事業者、JA大北、観光局などから選出された13名以内の委員で構成されています。

問

組織の違う団体からの出向職員と、局採用職員5名が在職する事務局では、異なった給与体系になっている。出向職員は母体の賃金体系によって清算されているが、若い世代の採用職員の勤続給が加味された張り合いのある賃金支給にすべきであると思うが。

村長

平成21年度から理事会の決議を経て「基礎給」「年齢給」「職能給」を組み合わせた賃金体系に移行しています。



観光局全景

【白馬村倫理条例】

白馬村の議員は、倫理条例に基づいて資産等の公開の処置をしている。

村長

平成7年、白馬村政治倫理条例が審議されたものです。議会定例会において可決されたもので、議会で検討し必要なら条例改正すれば良いと思います。

市町村長には公開の義務があるが、法律によって村議会議員は対象外である。資産公開